

P1. 第2次 韓日会談 (1953.4.15-7.23)  
国籍及び処遇分科委員会 会議録、第一 - 六次.  
1953.5.13 6.19

分類番号 723.1 JA  
登録番号 461

P2. 索引目録  
分類番号 登録番号 生産課 生産年度 フィルム番号 フレーム番号  
723.1 JA 461 政務課 1953 番号 始まり 終り  
国 1953.5 C1 - 0002 0771 ~ 0845  
一 - 六次

機能名称: 第2次韓日会談 : 国籍及び処遇分科委員会 会議録、第一 - 六次. 1953.5.13 6.19  
(1953.4.15-7.23)

一連番号	内 容	頁
1	第一次、1953.5.13	0774
2	第二次、1953.5.22	0792
3	第三次、1953.5.28	0805
4	第四次、1953.6.5	0816
5	第五次、1953.6.12	0830
6	第六次、1953.6.19	0840
		~ 0845

P3. 分類番号 723.1 JA 登録番号 461 保存期間 永久甲  
国 1953.5 一 - 六次

機能名称 : 第二次 韓日会談 (1953.4.15-7.23)  
国籍及び処遇分科委員会 会議録、一 - 六次.  
1953.5.13 6.19

生産課	政務課	生産年度
内容 1	第一次、1953.5.13	1953
2	第二次、1953.5.22	
3	第三次、1953.5.28	
4	第四次、1953.6.5	
5	第五次、1953.6.12	
6	第六次、1953.6.19	
* 第七次、1953.7.3	缶	

P4 1. 第一次  
1953.5.13

P5 韓日代第 4808 号  
檀紀 4286 年(1953 年)5 月 14 日  
駐日代表部 公使

外務部長官 貴下

第一次在日韓僑国籍及び処遇関係分科委員会経過報告の件  
首題の件、別添のように提出しますので照覧いただくよう仰望するものです。

P6 第一次在日韓僑国籍及び処遇関係分科委員会経過報告

- 一、開会 一九五三年五月十三日午前十時十五分
- 二、場所 日本外務省四一九号室
- 三、出席者 韓国側 洪礎基 法務部法務局長  
林松本 殖銀頭取  
辛澈善 駐日代表部二等書記官(Observer)  
韓奎永 同三等書記官  
日本側 久保田 参与

P7

- 鶴岡千仞 法務省入国管理局長
- 鈴木政勝 参事官及び入管局総務課長
- 池川正良 法務省民事第五課長
- 重光晶 条約局第三課長
- 廣田樞 アジア局第二課長
- 人見、神原、林、佐治誠外務省事務官

四、会議経過

日本側代表鶴岡氏から別添のような挨拶が終わると、続いてわが側代表洪局長からも別紙のような内容の挨拶があった後、日本側廣田氏から討議手続きは他分科委員会と同一な方法で討議しようという提案にわが側の同意があり、次期会談は強制送還問題を始めにし

P8 て五月二十二日(金曜日)から昨年国籍分科委員会においての未解決事項を順番に討議しようという日本側提案にわが側同意で同十時四十五分閉会した。

P9 挨拶 韓国代表

韓日会談が再開され

一九五一年十月三十日から翌年四月一日まで六ヶ月間実に三十六回にかけて討議に討議を重ねて来た、在日韓人の法的地位問題を終結させるために再びこのグループが構成され、今日初会合を持つことになったことを深く喜ぶものです。

元来この在日韓人の法的地位問題が韓日会談開始の契機になったほど、この問題の解決は韓日友好関係樹立の基礎条件のひとつになるものです。韓国の独立から必然的に発生したこのような問題が、韓国が独立して久しい現在まで解決されないでいることは、韓日両国の親善のために深く遺憾に思うところです。

P10

去る会議の経過を振り返ると、くり返された討議によって六十余万を数える多数の韓民族が第二次大戦前に日本に居住することになった経緯と、歴史的現実に対する認識は相当深化したが、まだ幾つかの点においてはその徹底を期せず、その処遇において両国の意見の一致を見られないでいます。将来の友好的韓日関係の迅速な樹立のために、既に起きた歴史的現実に対しては果敢な措置が要望されるものです。

簡単に所懐の一端を披瀝して挨拶に代えるものです。

P11 韓日会談国籍処遇問題第一回会合に対する鶴岡次長の挨拶

一九五三年五月十三日(水) 外務省四一九号室で

ここに遠路からいらした皆様を迎え、在日韓人の国籍と処遇等の問題に対して相談できるようにした動機を、私たちは心の底深く喜ぶものです。

そしてここで相議する言葉については順序なく談話式にするのがどうかという話を久保田代表から聞いています。順序なく相議する席上なら只今、今一度儀式ばった挨拶をお話  
P12 するのめどうかと思われるので、今日のような会合ですから事物の順序として日本側、私たちの所感をひとこと申し上げて挨拶に代えようと思います。

言うまでもなく両国間の討議の大きな目標は、新しい日韓両国間の永遠な友好関係の基礎を樹立するのにあると思います。その後、日本も独立を回復したので、それはふたつの対等な独立国家間の友好関係の基礎と申しましょうか。それなら私たちに付与された使命は、在日韓国人の国籍と処遇問題に対して討議するのにも、私たちは対等な独立国間の永遠な友好関係の基礎になるような解決を発見しなければならないと思います。対等な独立  
P13 国家間の永遠な友好関係を樹立する礎石になるような解決というには、それはできるだけ国際間の慣習であり、国際法の原則に忠実な合理的な、無理がない対等の解決を意味するものだと思います。そしてそのような解決は、この会合で皆様と私たちの間で見られる友好的精神が母体にならなければ、発生する筈がないと言わざるを得ないと考えられます。要領ない話をして申し訳ありませんが、私たちはこのような気分でこの席上で会合しました。その点をひと言披露して挨拶にしようとするものです。

#### P14 国籍及び処遇分科委員会の問題点

##### 一、会議の経緯と問題点

一昨年及び昨年の会議で本件国籍及び処遇に関して共同協定案まで討議作成したが、処遇問題においてはまだ意見の一致を見られない点があるので、前回の会議では特にこれを取り扱って、全般にわたって日本側で指摘した問題点を主にして討議した結果

1. 自由帰国者の待遇問題に関しては、別途担当者部会で取扱い、財産搬出と送金に関する協議案をこの分科会議で上程することになったことにより、前記担当者部会は二回にわたって会合し、財産搬出と送金を原則的に自由に実施するにおいて、現行日本国内法規に支障になる条項と関係規律に関する日本側の説明と韓国側の質問が交換され、一方  
P15
2. 国籍確認の形式・条約文に明示するのか、或いは別途交換文にするのかの問題
3. 強制退去に関する事前協議問題
4. 永住権資格認定の手続き方法、これを登録に結び付けてするのか、又はその他の方法この最終的合意を見られず前記問題の内、強制退去に関して日本側の概括的説明を聞くことになった。

##### 二、問題点に関する意見交換の要旨

P16 前記総合的問題に到達するまでは、各その問題点に関して、次のような両側代表の意見が交換され、またその結果意見の差異が発生した。

##### 1. 強制退去問題

日本側の意見(要旨)

強制退去該当者四六〇名(大村収容所に被拘束、その内逆送還者一二五名含む、四月二十八日現在、その後罹病死亡者三名、若干名入院)の引き受けを要求

理由、強制退去権は主権国家の当然な権利

韓国側の意見(要旨)

該当者の引き受けを拒否

理由(A) 該当者の国籍が未確定状態にあること。

(B) 該当者がこの協定成立以前に発生したこと。

- (C) その退去処分に関して事前協議がなかったこと。
- P17 2. 永住権付与と制限  
 日本側の意見(要旨)  
 永住権付与 実際着実に居住  
 永住権保留 前科者、未成年者  
 年限を設定して居住を許可し、永住権付与如何は日本政府の一方的判断による。  
 また、前記前科者及び未成年者に対する待遇も差別的になるかも知れないし、強制退去対象者に対する既得権は喪失した。  
 そして強制退去に関する規定は附属交換文にする。
- P18 韓国側の意見(要旨)  
 前記前科者及び未成年者に対する差別的取扱は不可。  
 例えばこの会議で前科者取扱は、この協定成立以後に発生した犯罪者を対象にすることになったので、前記細分は不当
3. 貧困者の保護問題  
 日本側の意見(要旨)  
 無期限に援護措置を続けるのは困難なので、韓国側の保護責任引継ぎを要求  
 韓国側の意見(要旨)  
 現在の生活困難の原因は過去歴史的に見て、強制動員して入国させたことにあるので、この協定成立以後においても日本側の保護措置の継続を要求
4. 国籍条項問題  
 P19 日本側の意見(要旨)  
 条約に明示するならば附属交換公文に規定すること。  
 理由、在韓住民に関する国籍は規定しないで、在日韓人に限ってだけその国籍を規定するのは適当でない  
 韓国側の意見(要旨)  
 条約に明定、明示すること。  
 理由(A)一般国際法上の原則である国籍選択制度とは異なる、協定によって国籍を決定するようになるので、明示することが必要なこと。  
 (B) 在日韓人に対する韓国政府の把握に必要なこと。
5. 永住権許可を韓国政府の登録証と結び付けるのかの問題  
 日本側の意見(要旨)  
 P20 登録を手続き上、事務的に実施するが、現在の外国人登録証をそのままその通りに認定すること。  
 理由、問題は強制退去問題だけが残るようになること。
6. 強制退去に関する条項を形式上どう提出するかの問題  
 日本側の意見(要旨)  
 条約に明示しないで交換公文で明示すること。  
 また退去強制に関する協議も  
 (A)事務的に取扱い、その対処方法を合理的に実施すること。  
 (B) 取扱担当者が移動するにおいて、その取扱方法を変更しないようにすること。  
 韓国側の意見(要旨)  
 条約に明示すること。  
 その事前協議の実質的内容と方法として  
 P21 (A) 退去強制の原因を説明する確定判決謄本を韓国側に提出すること。

(B) 退去の原因が生活の貧困になった場合には韓国側の同意を得なければならないこと。

(C)その他の理由によって退去される場合には、真正な証拠を韓国側に提示すること。

P22 2. 第2次  
1953.5.22

P23 副本大統領 閣下  
韓日代第 4956 号  
檀紀 4286 年(1953 年)6 月 2 日  
駐日代表部 公使  
外務部長官 貴下  
第二次韓日会談国籍処遇分科委員会報告に関する件  
標記の件に関しては、別添第二次国籍処遇分科委員会会議経過報告書を上達しますので照  
覧いただくよう仰望するものです。

別添 第二次韓日会談国籍処遇分科会議経過報告書

P24 第二次韓日会談国籍処遇分科会議経過報告書

- 一、日時と場所 檀紀四二八六年(一九五三年)五月二十二日  
自午前十時十分至同十一時四十分 日本外務省会議室四一七号室
- 二、出席者 両側前回と同一である。
- 三、討議事項

1. 強制退去問題

先に日本側から、日本としては強制退去を実施しても韓日両国の福祉に対して何らの支障を与えず、在留する者までを対象にしないし、

(1)名誉でない行為を犯した者

(2)又は社会の善良な福祉を阻害した者

P25 に局限して強制退去処分に付し、その引き受けを数回にわたって韓国政府と交渉し要請したと前提し、強制退去該当者は一九四五年以前から継続して居住し、外国人登録まで所有しているとしても、一定な犯罪によって刑の執行を受けた後に退去されるのだが、強制退去処分を実施するにおいて、その手続き上入国管理令によるもので、また彼らの人権を尊重し、その救済方法として行政処分に対する提訴権を認めた。現在大村収容所に継続して収容されている該当者は、昨年に韓国から逆送還された者(一二五名)を

P26 含む四六〇名に達する。(四月二十九日現在)このような退去該当者は、一般統計によると毎年五〇〇名ほど発生するものと想定する。昨年五月に前記一二五名の引き受けを韓国政府が拒絶したことによって、日本の対韓関係が悪化するのと同時に善良な在日韓人には一種の不安が醸成されることがあり、本件問題を迅速に解決してくれるように要望すると発言すると、

(A) 問題の所在、韓国側は日本側が取った前記措置に関して、その問題点を指摘し、

( ) 本件は昨年会談以後に発生したもので、該当者は一定な犯罪(外国人登録違反前科者の再犯)に因って日本の裁判所で確定判決を受け、服役した後に入国管理令第五二条に依って大村収容所に拘束されたこと。

P27 ( ) 該当者の中には日本の裁判所に提訴し、拘束停止を要求したが却下されたというこ

と。

( )日本政府は国際(法?)上、当然に韓国政府で退去該当者を引き受けるものと思料し、その引取りを即時実施できる状態を維持するために、またその送還が不能な場合にも送還される時まで、退去該当者を継続して拘束する意図だということを日本側から再確認受けた後に、その拘束措置の不当性を法理的に追及した。

P28 (B) 拘束処分の合法性如何

韓国側から、一般的に人を拘束するということは重大な処分なのに、司法処分も經由せずに単なる行政処分で、個人の身体を一年以上も、または無制限に拘束するという事は、まず日本の憲法で許容された人権思想に背馳すると思わないのかと聞くと、

P29 日本側は、行政処分を取ったとしても、日本憲法第三十一条に規定された社会の公益、または公共の福祉ために取ったものなので憲法に違反しないし、また長い間拘束することを予想しなかったものを、韓国側の引き受け拒否に因って事実上そうなったので、このような違法事態は日本に責任があるとは断言できないと主張した。

次に韓国側から、昨年の会談の共同協定案に続いて合意した事前協議項目に依り、韓日協定が正式に成立した以後、今後発生する退去該当者の退去に関して韓国政府と事前協議することになった。

P30 だから退去該当者の国籍が仮に確定したとしても、その該当者

(1)この協定成立以前に発生したこと

(2) 退去処分に関して事前協議がなかった

P31 の二重的事実関係に因って、日本の強制退去措置は国際慣例上非友好的であると言わざるを得ないし、本件措置の問題性はそれだけではない。強制退去問題は却って、わが国側から若干の在日韓人に対して送還を要求した位に、この国籍及び処遇分科会議においての核心的な重要な部分になっており、したがってこの会議で在日韓人に関する国籍協定ができる前には、彼らの国籍は未確定状態にある。昨年五月に韓国側で引き受けを拒否したのは、これに基因したものだ。だから前記大村収容所に拘束という違法事態は、日本側で一方向的に韓国人だと考えて送還したことから発生したものであると主張すると、

日本側は(1) 強制退去処分が事前協議を経ないとできないように合意があったとしても、このような退去処分権は一般国際慣習法上、独立国家の主権の性質上当然な帰結だと考える。

P32 (2)また国籍未確定論に関しては初めて聞くものだが、韓国政府は過去には引き受けなし、また昨年会談でも在日韓人を大韓民国の国民だと確認したのだから、国籍未確定というのは創設的効果を意味するものではないかと思うと主張した。

再び韓国側から、国籍条項は(1)昨年合意した協定案第一条を見ても、韓国は在日韓人は大韓民国の国籍を持つことを確認するという事は、まだその国籍が未確定状態にあるからそうなのであって、

P33 (2)日本でも在日韓人問題を、日本国籍を持った少数民族問題を残さないと声明しているように、同時に在日韓人の登録事務取扱時に二つの様式、韓国人、朝鮮人と別けて取扱っている点等、在日韓人の国籍は法的にはまだ未確定状態にある。

要は韓国としては、韓日会談が成立し国籍が確定する時までには、強制退去該当者を引き受けられないと言明すると、

日本側は、法律論はさておき政治的に取扱って引き受けることを要望すると発言した。

2. 次回討議内容

- P34 両側は若干の悪質分子退去に関して意見一致を見た後、次回会議の討議事項として  
(1)継続して強制退去問題を討議すること  
(2)自由帰国者に対する送金問題、財産搬出問題を協議することを決定した。

四、次回会議

五月二十二日(金)から日本外務省で開催することに決定した。

P35 3. 第3次

1953.5.28

P36 韓日代第 4954 号

檀紀 4286 年(1953 年)6 月 4 日

駐日 公使

外務部長官 閣下

第三次韓日会談国籍及び処遇分科委員会に関する報告の件

標記の件に関しては、別添第三次国籍及び処遇分科会議経過報告書を上達しますので照覧  
いただくよう仰望するものです。

別添 第三次国籍及び処遇分科会議経過報告書

P37 第三次国籍及び処遇分科会議経過報告書

一、日時と場所 檀紀四二八六年(一九五三年)五月二十八日十：〇〇 - 十一：四〇

日本外務省会議室 第四一七号

二、出席者 前回と同一である。

三、会議経過と討議事項

第二次会議で合意したところにより(1)強制退去問題と(2)自由帰国問題に関して討議が  
展開されたが、前のことに関しては前回に続いて、大村収容所被拘束者四六四名(四月二十  
八日以後四名が増加)は既に確定判決が終結した者だとして、「会談が終わった後に強制退  
去を実施することにしよう」という日本側提議に対して、

- P38 韓国側から、前記被拘束者は協定成立前に強制退去処分をされたという理由から、その  
退去問題は今回の会談の協定を通じて討議されなければならない」と発言したのから始まっ  
て、法理的意見が交換された結果、

在日韓人の国籍に関しては大韓民国が事実上、その国民として認定するという前提で、  
この分科会議で退去問題を討議することにしよう」という日本側動議に依り、(2)自由帰還  
問題討議に入ったが、

後のことに関しては韓国側から、自由帰国者の財産搬出、送金に関して、国内法的制限  
がなく自由に許可することを細目的に説明して要請したし(後記)、本件討議に関しては  
専門的事務担当者を出して会合をするが、その結果をこの会議で認定する形式を取るこ  
とで合意が成立した。

1. 強制退去問題の継続討議

P39 国籍未確定と事前協議

日本側から、前回会議で韓国側が在日韓人の国籍未確定と強制退去に関する事前協議の  
二つの理由に因って、大村収容所の被拘束者に対する強制退去処分が不当だと主張したが、  
これに関して再び日本側の意見を表すと前提し、

(a)「果たして在日韓人の国籍に関してはサンフランシスコ平和条約に明文で規定していないが、現在においては韓日両国は双方その独立を承認したし、韓国駐日代表部も日本外務省との折衝において、在日韓人に対してその外交保護権を行使したし、また日本政府もこれを事実上認めて来た。

P40 だから在日韓人は、その待遇においては十分に協定されなかったが、国籍に関しては事実上の合意ができたものだ。」

(b)「事前協議なしには韓国側が退去該当者を引き受けられないと主張するが、日本側としては強制退去権は主権の当然な行使と認定するので、会談の成立如何を問わず、また事前協議もなく自主的に該当者を退去させたい。しかし退去権を自主的に行使するとしても、日本公共団体の生活保護を受けている貧困者に対しては、彼らが日本に居住することになった歴史的事実を考慮して、即時には退去を実施しない。

P41 次に付言したいのは、事前協議という「協議」の意味に関するものだが、日本側としては該当者の退去、不退去に関する実質的審査を意味するのではなく、単に事務連絡上の手続きを意味するものと解釈しており、昨年会議においては、そのように韓国側の所論通りになったとしても、今回の会議では新しく協議しよう」と言う、

韓国側は「(a)在日韓人の国籍未確定に関しては既に、前回の会議において法理上で韓国側の見解を開陳したので再び繰り返さないが、在日韓人の国籍に関して国籍選択制度を取らず(採らず?)、共同草案第一条に大韓民国の国民と規定したのは、彼らの処遇を特別に考慮することを条件にする趣旨だったので、その実質的な待遇問題が十分に協定できてない現在においては国籍も未確定なのだ。

P42 また駐日代表部の在日韓人に対する外交保護権行使から見て、在日韓人は事実上大韓民国の国籍を取得したものと認められると主張したが、事実上保護権の主張においても常に国籍は保留したし、そのように取扱われたのではない。例えば百歩譲って駐日代表部で駐日韓人を韓人だと主張したとしても、そのような事実上の CASE が積載されても、それがただちに法的効果をもたらすのではない。

したがって駐日代表部の在日韓人に対する行為は、将来の国籍決定を展望しながら、まるで日本国が在日韓人の国籍問題に関して何らかの国際的な決定をするために、その相対国を探す場合において、即時大韓民国を想定するかのような意味において、大韓民国は在日韓人に対して深い利害関係を持つものである。このような意味において駐日代表部が在日韓人の保護権を主張したのである。

P43 (b)また事前協議に関しては強制退去に関して昨年にも、最初は日本側は主権の制限という主張をしたが、日本側が別途協議案まで提出したのは、単に退去に関する事務的手続きの協議を意味したのではなく、実質的内容を意味したものだ。例えば貧困者の強制退去に関しては、彼らが現在駐日するようになったのは、他の外国人のように自由な意思で入国したのではなく強制的に入国したことと、そのようになった歴史的事実を考慮して、三年の間は強制退去を保留することに特別に取扱うことになったのは、これを手続き上のこととは考えられないのである。ある国の強制退去権は主権の発動として不可制限ということは、このような特殊地位を持つ韓人に対しては適用されるものでなく、自由意志に依って入国した平常外国人の場合にそうなのだ」と反駁した。

## P44 2.自由帰国問題

韓国側から「自由帰国に対する待遇如何は、在日韓人の処遇がその**特殊な事情(例えば在日韓人の戦犯者の取扱)**に基因するので、在日韓人の帰国動機と帰国希望者の数を決定することになるだろう」と前提し、その特別待遇を要請したのに対して、



日本側は、「韓国側から問題点を明かせ」と言い、「特に貧困者の自由帰国に限って船賃を与えたら、どれ位帰国するだろうか」という発言まですることになり、韓国側は次のような要望事項を提示した。

記

- P45 1. 財産搬出と送金  
自由帰国者の財産搬出と送金に関して、原則的に日本の国内法の制限なく自由に許可すること。  
2. 日本円の送金は特別措置を取ること。例えば為替計定(Comperitible account)、または貿易の open account とすること。  
3. 財産搬出に関しては自由に持って行くためには、国内法規の支障になる条項を緩和しかけなければならないし、そのまま持って行けるように制限をなくすこと。
- 四、次回会議  
六月五日(金)午後二時から日本外務省で開催することに決定した。

- P46 4. 第4次  
1953.6.5

- P47 韓日代第 5023 号  
檀紀 4286 年(1953 年)6 月 25 日  
大韓民国駐日代表部 公使 金溶植  
外務部長官 閣下  
第四次韓日国籍及び処遇分科会議に関する報告の件  
標記の件に関しては、別添第四次韓日国籍及び処遇分科会議経過報告書を上達しますので照覧いただくよう仰望するものです。

別添 第四次韓日国籍及び処遇分科会議経過報告書

- P48 第四次韓日国籍及び処遇分科会議経過報告書  
一、日時と場所 檀紀四二八六年(一九五三年)六月五日十：十五 - 十一：四〇  
日本外務省会議室 第四一七号  
二、出席者 前回と同一である。  
三、会議経過と討議事項  
開会劈頭に、前回提議された自由帰国者の待遇(財産搬出と送金) 問題に関して、別途(非公式)担当者部会を構成し、来週から開始することで合意を見た後に、左記のような議事進行に入った。

1. 永住権付与とその制限  
P49 日本側から「在日韓人に対する永住権付与に関しては実際、着実に居住している者に対して永住権を付与するが、  
(1)前科者に対しては原則的に日本社会には居住できないという趣旨下に、一定な年数に限り居住を許可するが、その品行の状態を見て居住期間の延長を認定するようにし、また  
(2)未成年者に対してはまず年限を設定してその居住を許可し、成年以後において付与される居住上の地位に関しては、日本政府の一方的判断に依ってこれを決定したい。  
また前記(1)、(2)該当者に対する待遇に関しては、在日一般外国人に許容されない権利を付与することになるので、国会等で論議の対象になるような困難な点もあるが、個人的に

は考慮するように努力する。

ただし退去該当者に対しては、前記既得権は喪失するだろう。

P50 また強制退去に関する規定は、条約文面では表現せず附属交換公文で明かしたいし、本件に関する事前協議問題は実際においては、双方の間で協力すれば合理的結果が醸生するものと確信する。

そして貧困者で自由帰国する場合には、特別に優待し全ての点を考慮する予定で、一方継続して在留する生活困難者に関しては実際、日本国側でも無視できないと同時に韓国側にも調べる責任が負荷されたと考える。

したがって一定な年期に限っては日本国で援助するだろうが、しかし、その期限が過ぎれば韓国側でこの援助措置を引き受けなければならない。また日本国は前記貧困者に対しても、必要な場合には退去権を行使する予定である」と発言すると、

P51 韓国側は在日韓人の地位に言及し、SCAP 管轄時には在日韓人を日本人として取扱ったし、そのような内容の SCAP 覚書は一つ二つではない。そして日本が独立した後は、彼らを韓国人だと言って強制退去処分をし、釜山まで移送されてから韓国の拒否のせいで逆送還され、その時の韓国の主張が、彼らの国籍は韓日関係において未確定だと主張したし、この事件が日本独立後の最大事件かのように、事実上にも彼らの国籍に関して日本の独立前後を問わず、合意がされたことがないという事実を再確認させた後に、永住権とその制限問題に対して、次のように主張して反駁した。

「前記、永住権付与において前科者と未成年者に限っては、差別を設定して取扱うという日本側意見に対して、

P52 韓国側としては賛成できない。昨年の会議では韓日間協定が成立した後、これから発生する犯罪者を対象にして、即ち罪刑法定主義的にその取扱問題を討議したものである。前記のような細分はその待遇において、昨年のもよりも不利だということを意味するものだ。例えば貧困者に対しても果たして一般人と区別はしたが、それは三年間を五年間に延長し退去しないという退去保留上に必要な区別、結局は待遇を良くしようという区別だった。また強制退去に関しても共同協定案第二条国籍条項に関して、明文化するのと同じく条約規定において明示し、在日韓人に何らの不安を与えないようにしなければならない。

貧困者に対する保護問題に関しては、韓国側としては彼らがそうなった原因が、過去に P53 日本政府が招来したものである。国籍協定が成立した後においても、継続して援助措置を取ってくれることを期待すると同時に、一方ではそのような日本政府の責任も限界があることと考える。

しかし韓国は戦争を遂行している国で、在日韓人に対する生活保護措置まで取るのは困難な立場にある」

#### (イ) 前科者に対する取扱

日本側から「前記前科者取扱に関する日本側の根本的意図は、両国の友好関係設定においては国際的慣例に符号しなければならないという趣旨下に、合理的に取扱するところにある。まるで前科者がどこかの会社に入社する場合にその経歴を見て、即時本社員という一種の特権をあげないで、仮社員の資格を賦与してその間の勤告的作用を与える

P54 期間を設定するように、前科者たちに三年の間居住権を付与するが、彼らがその間普通の遵法生活を順調にすれば、再びその居住期限を延長してやったり、或いは永住権付与しようというものだ。

このような取扱は結局、昨年の会議のもとの、その基本精神において同一であり、また日本側でこのように強調するようになったのは、日本国法を違反した前科者に対して、即時永住権という特権を付与するという点に関して、最も批判的の輿論があるからだ」と

説明すると、

P55 韓国側は「真正な悪質分子に対して逆に韓国側からその退去を要求することを、前科者を含む全ての在日韓人に対して一律的に永住権を付与しても、退去権行使には支障がないというのだ。もう一度言うと過去の前科者を対象にせず、これから犯した犯罪者を対象にしても十分に退去処分をできるだろう。

もうひとつ韓国側として賛成し難い点は、永住権付与に対する日本側の態度なのだが、今から新しく永住を許可するのではなく、過去にいた韓人の永住権を確認するという基本趣旨からはみ出ているということだ。即ち日本側の例に依ると、今から新しく入社するのではなく、入社していた正式社員を短時間で過去の履歴をひっくり返して、正式社員を仮社員に落とそうというものだから不当だと言うのだ。日本側がこのような点を鑑みれば、日本側の考えと見解が今年の会議のものより退歩した印象を受けることになる。今年の会議において共同協定案を作成した時にも結果が同一なので、日本側の主観的趣旨に対しては問題視せずに賛成したのだ。

P56 要するに今年の会議当時の資料に依ると、在監者一万名とその他を含めれば総合五万名以下に過ぎないので、彼らを日本の法律を遵守すれば居住できるという趣旨下に、一般人と差別なく全部永住権を付与せよ」と強調すると、

これに対して日本側は、できる限り努力すると答弁した。

(口)貧困者に対する保護

P57 日本側から「貧困者に対する保護問題に関しては、韓国側としては現段階において援護措置を取るのが困難だ」と発言したが、日本側としても最後まで、日本政府だけに責任があるからと無期限に援護を継続するのは困難だ。この点に関して日本側としては入れ替えの方式だとか、或いは何か効果的な方法で援護するよう努力するが、しかし最悪な場合には韓国側で、その保護を引き継ぐことを期待する。また本件に関して付言したいことは、自由帰国者のように**貧困者が帰国する場合には、色々な点を優待して船賃までも日本側であげて、帰国するのに支障がないようにする**」と発言すると、

P58 韓国側は「この問題に関しては今年の会議でも討議して、彼らの生活保護を保障するために『日本生活保護法』の適用を明文化する論議まであったが、生活保護を受ける者は強制退去の対象になることを心配して、明文化しない代わりに当時日本側で表示した人道的態度、即ちこのような特殊性のある外国人である韓人までも、人道的に或いは基本人格上に待遇して援護することを信じたのだ。韓国側としては在日韓人のために、或いは教育問題、或いは金融問題に関する方針まで樹立しているが、貧困者に対する措置まではまだ及ばないでいる。海外同胞は元来海外でお金を儲けて、その本国に送金することで本国を援護するのが通例なので、韓国国内には国内貧困者の援護優先を主張する反対論がある状態だ。したがって本貧困者に対する保護問題に関しては韓国側としては、日本側の誠意に依って保護措置を取ることを期待するしかない」と説明した。

(ハ)国籍取得に関する登録問題と強制退去に関する明文化問題

P59 日本側から「登録問題に関しては実体が決定されれば、その目的に符合するよう事務的に実行できるが、登録を新しく実施する場合には繁雑になるのでその代わり、何か能率的な方法を選びたいければ、また退去条項に関しては条約規定に明文化せずに、交換公文において明示しよう」と提案すると、

韓国側「退去条項に関しては、もう一度研究してみるし、登録問題に関しては本質的内容が決定した以後に、双方間協力しなければならないことだが、事務的執行においては主に韓国側ですることだ」と答えた。

四、次回会議 来週六月十二日(金)午前十時から日本外務省第四一七号で開催することに決

定した。

P60 5. 第5次  
1953.6.12

P61 韓日代第 5040 号  
檀紀 4286 年(1953 年)6 月 25 日  
大韓民国駐日代表部 公使 金溶植  
外務部長官 閣下  
第五次韓日国籍及び処遇分科会議に関する報告の件  
標記の件に関しては、別添第五次韓日国籍及び処遇分科会議経過報告書を上達しますので  
照覧いただくよう仰望するものです。

別添 第五次韓日国籍及び処遇分科会議経過報告書

P62 第五次韓日国籍及び処遇分科会議経過報告書  
一、日時と場所 檀紀四二八六年(一九五三年)六月十二日十：十五 - 十一：四〇  
日本外務省会議室 第四一七号  
二、出席者 前回と同一である。  
三、会議経過と討議事項  
韓国側から「強制退去(ただし退去協議期間も含む)別途協議」に関して、昨年会議で  
日本が提示することを約束した事実を指摘し、日本側の積極的誠意を打診した後に、五  
回にわたってくり返したこの分科会議の討議において、わが国が発言を保留した問題を  
整理して、  
(1)国籍条項に関して条約上に明文化すること。したがって  
P63 (2)韓国政府の登録証と結び付けて、永住権を許可すること。  
(3)強制退去に関する条項を協定文に明示記入すること(ただその内容は未確定)等、韓国  
側の最終的意見を表示して、左記のような議事進行に入った。  
1.国籍規定の方法  
日本側から「国際法上、国家が分離独立して条約上に二個の国家全部を表示しなけれ  
ばならない場合に、在韓住民に関する国籍は規定せずに在日韓人に限れば、その国籍を  
規定しないということは適当ではないだけでなく、条約に明示するなら明定もしなけれ  
P64 ばならないので、条約の体裁を考慮して、在日韓人の国籍に関しては条約に附属する交  
換文に含ませるのどうか」と主張すると、  
韓国側は「在日韓人が大韓民国の国籍を取得することを願うのは昨年からの日本側の  
主張だったし、また国際条約の先例に依っても第二次大戦以後、在独ポーランド人、チ  
ェコ人等の例を見れば、彼らは原則的にドイツ人と推定され、例外的に自由意志に依っ  
て、ある独立した祖国の国籍を選択できるように、条約に明記されたのである。即ち、  
確定した国際先例に依れば、領土の変更がある場合には「住所地領有国の国籍を推定す  
P65 る」という原則があるのである。この原則を在日韓人の国籍に関して適用するならば、  
在日韓人は日本国籍を貰い、その自由意志に依って祖国である韓国国籍を選択できるの  
だが、今回の会談でこのような原則と違う協定をするならば、それは条約に明示されな  
ければならないだろう。在日韓人の国籍は明定しなければならないだけでなく、明示さ  
れなければならないだろう。

またひとつの実際的理由は、在日韓人の把握に大きな問題がある。即ち、在日韓人間に彼らの国籍帰属に関して大きな関心があるが、万一昨年の協定案にはその国籍条項があつて明示されていたのに、今年なくなる場合には彼らの国籍帰属に関して未確定の印象を与える弊害がある。

P66 昨年の会談時に、一例を挙げると日本の左翼系評論家である平野義太郎氏のような人が、在日韓人の国籍論において、在日韓人の国籍帰属は北韓、南韓、日本国、又はその他になると結論づけた事実等、在日韓人の国籍決定に関してまちまちな説があるが、鑑みても国籍条項は明示しなければならない」と反論した。

## 2. 登録の本質とその手続き

P67 韓国側から「韓国政府に対する登録は、大韓民国国籍取得の確認行為になると同時に、日本と関連しては永住許可の要件行為になるという趣旨下に、その登録を実施するだろうし、韓国としては登録実施が最も難事業ではあるが、在日韓人を把握する最善の方法だと思う。従来駐日代表部では仮登録の形式で国民登録を実施したが、手数料の問題とその他の事情に困って登録完了した者が二十万名に過ぎない。しかし登録実施の便法として、仮に前記二十万名と日本政府で実施した外国人登録令に依って、大韓民国国民に登録されたことに対して便法を講究すれば、結局は左翼分子の問題だけ残るだろうから、この問題は双方両国が協議して適当に処分できるだろう」と発言した。

P68 日本側は「問題点は登録行為と永住許可申請との関連性にあるが、登録しなければ永住許可が出ない以上、登録行為自体に必要で充分な要件が具備することになるので、ただ残った問題は強制退去問題である。したがって現在日本政府が実施した外国人登録証を、そのままその通りに認めるのはどうか。韓国側で在日韓人を把握する方法として登録を実施すると発言したが、日本側としては登録を事務的手続き上の問題として取扱いたい。現実において把握というと政略的印象を与えることになり、その結果には日本国内治安問題が発生するかも知れない」と反駁したのに対して、

P69 韓国側は「しかし韓国側としては六十万にもなる国民に関して、一度しかない問題なので国家的立場から一度位の困難は克服しなければならないし、日本もこれに協力しなければならないだろう」と主張した。

四、次回会議 登録実施問題に関して再び討議することにして、六月十九日(金)午前十時から日本外務省会議室で開催することに決定。

## P70 6. 第6次

1953.6.19

## P71 韓日代第 5054 号

檀紀 4286 年(1953 年)6 月 26 日

駐日代表部 公使

外務部長官 貴下

第六次韓日国籍及び処遇分科会議に関する報告の件

首題の件、別添のように報告書しますので照覧いただくよう仰望するものです。

## P72 第六次韓日国籍及び処遇分科会議経過報告書

一、日時と場所 檀紀四二八六年(一九五三年)六月十九日十：十〇 - 十一：四〇

日本外務省会議室 第四一九号

二、出席者 前回と同一である。

### 三、会議経過と討議事項

開会当初に日本側は、今までくり返した会議において合意に到達していない問題として

(1)国籍確認の形式問題

(2) 強制退去に関する協議問題

(3) 永住資格を認定する手続きとしての登録問題等を挙示したが、

P73 韓国側はまず強制退去の協議問題に関して、その協議の実質的内容と方法として、犯罪をして一年以上の刑を受けた者に対する強制退去の場合には、

(1) 退去強制の原因を説明する確定判決謄本(写本)を韓国側に提出すること。

(2) 退去の原因が生活の貧困になった場合には韓国側の同意を得なければならないこと。

(3)その他の理由に因って退去される場合には、真正な証拠を韓国側に提示してくれること

等を例示しながら、強制退去の理由を範疇的に分類し、退去に関する日本側の概括的方针内容と、想定する強制可能な数字を聞いたにの対して、

日本側が、このような協議は事務的性質に過ぎないということと、

P74 (1) 退去処分における取扱、又は対処方法

(2)合意的に実施するということ

(3) 取扱担当者が移動したことに依って、その取扱方法が変更しないこと等から見て、このように日本側見解は最も実効的で、合理的だと強調しながら、日本側の強制退去に関する概括的説明を次回にするのだが、準備のために日時が必要なので時間は少し日時を置かなくてはならない。

### 四、次回会議

P75 他の分科会議と本分科会議の非公式事務担当者部会が頻繁に進捗するためにも、この分科会議を来週には開催せずに七月三日午前十時から日本外務省会議室で開催することに決定した。